

令和6年3月●日

飯田市議会議長 熊谷 泰人 様

社会文教委員長 永井 一英

所管事務調査通知書（案）

本委員会は、飯田市議会委員会条例第2条第2項第2号において規定する所管事務調査のうち、次の事項について所管事務調査をすることに決定したので、地方自治法第109条第2項及び飯田市議会会議規則第98条第1項の規定により通知します。

記

1 調査事項

我がまちで子育てを支えていくためには

2 調査目的

国は、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、令和5年4月、こども家庭庁を創設するとともに、こども基本法を制定するなど、こども政策は新たな展開を迎えている。

「こどもまんなか社会」の実現に向けては、家や学校、地域、いろいろな場所で子どもが安心して過ごせる場が増え、安心して子育てができる環境づくりに向け様々な人材からの支援が切れ目なく提供される必要がある。子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる我がまちの実現に向け、さらに取り組むべき場や支援、仕組みなどの調査、研究を進める。

3 調査方法及び報告

執行機関からの現状説明・報告及び質疑を踏まえ、委員間の討議、協議を進める。管内視察、管外視察を通して気づかされた視点や、必要に応じ市内団体、事業者等との意見交換を実施し、委員間の討議、協議の深化を図る。

調査が終了次第、「所管事務調査報告書」を議長へ提出し、全議員で共有する。

4 期間

令和6年3月23日から令和7年3月26日まで（令和7年第1回定例会開会まで）